

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、『職員全員が自らの能力を大いに発揮し、働きやすい雇用環境の整備を行い、仕事と生活の調和を図る』ため、前回行動計画を策定したが、なかなか目標を達成することが出来なかったため、再度次の目標を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日までの 4年間

2. 内 容

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

<対策>

- 平成27年4月～ 再度情報の収集と整理
- 平成28年4月～ 衛生委員会・研修会等を活用しての職員へ諸制度の周知

目標2 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際にみることのできる「子ども参観日」の実施

<対策>

- 平成27年4月～ 再度情報の収集
- 平成28年4月～ 「子ども参観日」の企画・立案
- 平成29年4月～ 職員への周知・実施
- 平成30年4月～ 「子ども参観日」の浸透

この規程は、平成27年4月1日より施行する。